

佐渡市「地域おこし協力隊」募集要項【委託】

令和7年2月

1 募集概要

佐渡市は、日本海の中央、新潟県の北西に位置し、周囲280kmに及ぶ海岸線は変化に富み、美しい景観を形成しています。人口は約4万6千人、面積は855km²で、東京23区の約1.4倍の日本最大級の離島です。

当市では、これまでに57名の地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を採用し、現在8名の隊員が活動しています。地域の特徴にあわせて、地域資源を活用した地域づくり、農作業の支援、交流人口の増加、それらの情報発信などの多様な活動を行っており、退任後も6割以上の方が佐渡市内に定着しています。

人口減少、高齢化等の進行が著しい当市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活力の維持、強化につなげるため、地域協力活動（以下「地域活動」という。）に取り組む隊員を募集します。

2 募集人数 6名

3 応募資格

次のすべてに該当する人が応募できます。

- (1) 生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く）にあり、隊員として採用後、佐渡市に住民票を異動することができる者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する以下の欠格条項に該当しない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・ 佐渡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職において、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
- (3) 心身ともに正常な状態で誠実に地域活動ができる者
- (4) 地域活動に深い理解および熱意を有する者
- (5) 地域行事などに積極的に参加できる者
- (6) 佐渡市内に定住する意欲のある者
- (7) 普通自動車運転免許を有する者
- (8) パソコンの一般的な操作ができる者

4 任用形態等

- (1) 任用形態 業務委託契約 *市との雇用関係なし
- (2) 契約期間 年度単位での契約（最長3年まで）
* 隊員としてふさわしくないと判断した場合等、契約期間内であっても、その職を解くことができるものとします。
- (3) 活動日数等 活動日数や活動時間は、受け入れ地域等と協議し決定します。
* 各地域で活動内容が異なるため、時期等により変動あり

5 活動地域（連携グループ）・内容

- (1) 小木地区（おぎ町並み保存推進委員会）
- (2) 潟上地区（潟上集落）

- (3) 岩首地区（（一社） 岩首めぶきラボ）
- (4) トキ交流会館（合同会社 トキの会）
- (5) 豊岡地区（豊岡地域おこしの会）
- (6) 相川地区（（一社）相川車座）

* 活動内容等については、活動地域ごとに異なりますので、別紙各地域の活動内容を参照してください。

6 委託料および福利厚生等

- (1) 委託料は日額で算出し、時給 1,580 円とします。ただし、日額の上限は 1 万 5,000 円とし、1 か月の総額が 22 万 3,000 円を越えない範囲の額とする。
* 活動日報および月報を作成し、地域の責任者等が確認した上で毎月 1 回提出いただき、市が審査します。
- (2) 地域活動期間中は傷害保険（死亡後遺障害 5,000 千円、入院保険日額 5,000 円、通院保険日額 2,500 円）に加入して頂きます。その経費は市が負担します。
- (3) 業務委託契約のため健康保険および年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入してください。
- (4) 住居は、受け入れ地域等が斡旋する物件で家主と契約します。家賃は月額 27,000 円まで市が負担し、光熱水費は自己負担となります。
- (5) 地域活動に使用する自動車及びパソコン等事務機器、携帯電話は、ご自身で用意いただきます。各使用料等については委託料の額に加味しています。
- (6) 地域活動に必要な出張等を行う場合は、佐渡市の規定に基づき旅費を支給します。
- (7) 地域活動に要する経費（消耗品費、研修費等）は、市が負担します。

7 サポート体制

- (1) 応募前に受け入れ地域等で意見交換等を希望する場合は、調整を行いますので、佐渡市移住交流推進課までご連絡ください。
* 意見交換等を実施する際の交通費等必要な経費は希望者の負担となります。
- (2) 受け入れ地域等ごとに、連携グループまたは地域の実情等に詳しい世話人を配置し、活動をサポートします。
- (3) 毎月、隊員および関係者等との連絡会議を開催します。
- (4) 協力隊の任期終了前 1 年、終了後 1 年以内の間に、市内への定着・定住を図るための起業・事業継承にかかる経費の一部（補助率 4 分の 3、100 万円上限）を隊員本人に助成する事業を実施しています。

8 応募手続およびお問い合わせ先

- (1) 応募期間 令和 7 年 2 月 25 日（火）
- (2) 提出書類

- ① 佐渡市地域おこし協力隊応募申込書（様式第 1 号）
- ② 履歴書（指定書式）
- ③ 住民票
- ④ レポート（2,000 字程度、任意書式）

レポートテーマ：この地域活動を選んだ理由、地域活動に活かせる経験と着任して取り組みたいこと

※レポート内容に配属希望地域、希望理由を明記してください。

- ⑤ 普通自動車免許証の写し
- ⑥ その他資格等を証明するものの写し（該当がある場合のみ）

* 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(3) 応募・お問合せ先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市役所 地域振興部 移住交流推進課

電話：0259-67-7153 FAX：0259-63-5125

佐渡市お問合せフォーム：

<https://www.city.sado.niigata.jp/ques/questionnaire.php?openid=18>

※お問合せフォームでは応募できません。問合せ用にのみ利用可能です。



8 選考方法

(1) 一次選考：書類選考

応募受付後、2週間程度で可否の結果を通知します。

(2) 二次選考：配属希望地域による面接

一次選考結果通知の際に実施日を通知します。

二次選考終了後、2週間程度で可否の結果を通知します。

* 提出書類の郵送料、面接に要する交通費、宿泊費など本応募に要する経費は応募者の負担となります。